

# シンポジウム 「秘密保護法の暴走を監視しよう」

日 時：2015年2月14日（土）  
午後1時00分～午後4時30分  
場 所：愛知県弁護士会館 5階 ホール  
主 催：愛知県弁護士会

## プ ロ グ ラ ム

司 会 花木 淳美（秘密保護法対策本部委員）

【開会の挨拶】 愛知県弁護士会 会長 花井 増實

### 【基調報告】

- ◆ 「秘密保護法と公安警察の権限拡大」  
青木 理 氏（ジャーナリスト）
- ◆ 「地方警察と秘密保護法」  
清水 勉 氏（弁護士・情報保全諮問会議メンバー）

### 【事例報告】

- ◆ 現場からの報告  
山田 秀樹 氏（弁護士）

### 【パネルディスカッション】

- ◆ 青木 理 氏（ジャーナリスト）
- ◆ 清水 勉 氏（弁護士・情報保全諮問会議メンバー）
- ◆ コーディネーター 新海 聡（秘密保護法対策本部事務局長）

【閉会の挨拶】 秘密保護法対策本部 本部長代行 内河 恵一

以 上

## 〈秘密保護法の正体とこの国の将来〉

2015年2月14日

青木 理

- 1 特定秘密保護法の正体  
特定秘密保護法をつくったのは誰か  
内調＝警備公安警察の別働隊
- 2 警備公安警察の過去と現状  
失態と組織縮小に喘いでいた組織  
特定秘密保護法で権益を大幅拡大
- 3 特定秘密保護法に蝕まれる民主主義  
いったい何が起きるか  
萎縮する情報源とメディア
- 4 集団的自衛権と特定秘密保護法  
どのような事態を真に恐れるべきか  
戦後初の自衛隊員の戦死者とテロ

以上

11

## 実例から考える、警察による特定秘密保護法の暴走

### 「イスラム国」での邦人殺害と、私戦予備・陰謀罪容疑の「捜査」

弁護士：清水 勉

#### 別表3号、4号の問題点

特定秘密保護法は「賛成」「反対」の2つの立場でしか議論されていない。

別表1号ないし4号を個別に検討し区別して「賛成」「反対」を論じているものはない。

それでいいのか？

特定秘密保護法別表1号（防衛⇒防衛省）、2号（外交⇒外務省、内閣官房）は想定内。

3号の「特定有害活動」、4号の「テロリズム」は、日本語としても法律用語としても定着していない。

3号、4号はこれまで日本社会で全く議論されて来なかった。

法案が突然、閣議決定されてから多くの論点の1つとして議論が始まった。1号、2号以上に慎重に見据える必要がある。

#### 「特定有害活動」「テロリズム」の定義はどこに？

ふつうは、法律の最初の方、2条あたりにあるものなのだが・・・ない！

なかなか見つからない

（行政機関の長による適性評価の実施）

【特定秘密保護法12条】2 適性評価は、適性評価の対象となる者（以下「評価対象者」という。）について、次に掲げる事項についての調査を行い、その結果に基づき実施するものとする。

一 特定有害活動（公になっていない情報のうちその漏えいが我が国の安全保障に支障を与えるおそれがあるものを取得するための活動、核兵器、軍用の化学製剤若しくは細菌製剤若しくはこれらの散布のための装置若しくはこれらを運搬することができるロケット若しくは無人航空機又はこれらの開発、製造、使用若しくは貯蔵のために用いられるおそれが特に大きいと認められる物を輸出し、又は輸入するための活動その他の活動であって、外国の利益を図る目的で行われ、かつ、我が国及び国民の安全を著しく害し、又は害するおそれのあるものをいう。別表第三号において同じ。）及びテロリズム（政治上その他の主義主張に基づき、国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的で人を殺傷し、又は重要な施設その他の物を破壊するための活動をいう。同表第四号において同じ。）との関係に関する事項（評価対象者

の家族（配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）、父母、子及び兄弟姉妹並びにこれらの者以外の配偶者の父母及び子をいう。以下この号において同じ。）及び同居人（家族を除く。）の氏名、生年月日、国籍（過去に有していた国籍を含む。）及び住所を含む。）

★ これで「特定有害活動」「テロリズム」の内容が一義的にわかるか？

- ⇒ 調査範囲の曖昧化
- ⇒ 秘密指定範囲の曖昧化
- ⇒ 処罰対象となる行為の範囲の曖昧化

## 別表

### 三 特定有害活動の防止に関する事項

- イ 特定有害活動による被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「特定有害活動の防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ 特定有害活動の防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ 特定有害活動の防止の用に供する暗号

### 四 テロリズムの防止に関する事項

- イ テロリズムによる被害の発生若しくは拡大の防止（以下この号において「テロリズムの防止」という。）のための措置又はこれに関する計画若しくは研究
- ロ テロリズムの防止に関し収集した国民の生命及び身体の保護に関する重要な情報又は外国の政府若しくは国際機関からの情報
- ハ ロに掲げる情報の収集整理又はその能力
- ニ テロリズムの防止の用に供する暗号

### 「イスラム国」での邦人殺害はテロリズムか

「人を殺傷し」てはいるが、日本国内で起こったことではない

「政治上その他の主義主張に基づ」いているか？

「国家若しくは他人にこれを強要し、又は社会に不安若しくは恐怖を与える目的」があるか？

日本国内のテロリズム対策として取り上げるべき問題か

どのような内容になるか

特定秘密はあるか

どのようなものか

公安警察が関与しているか  
内閣官房、外務省がらみの外交情報ではないのか

### 担い手は公安警察

3号、4号の主な担い手は公安警察！

刑事警察「うちらには関係ない」

公安警察の業務は犯罪捜査ではない

条文解釈能力や裁判例の知識に著しく劣る

その人たちが厳格な条文解釈をして慎重に秘密指定をしてくれるか。捜査で情報が集められればよく、起訴や有罪判決を目指すことを考えていない。

検察のチェックも公開裁判手続での裁判官、弁護人のチェックもない。

そういう公安警察が3号、4号の解釈当てはめをする。信頼できるか。

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表（平成26年末現在）参照。

### 担い手は都道府県警察

警察以外の行政機関は、国レベルで情報を集め、秘密指定・指定解除を行なう

日本の警察は国家警察ではない、都道府県警察＝自治体警察

自治体警察が国家秘密を日常的に扱うことを想定している歪み

・文書管理は都道府県条例 ⇒ 各都道府県で別 ⇒ 公文書管理条例がない

国が管理している情報は公文書管理法（ガイドライン）ですべてカバー

・秘密指定は警察庁長官

情報を持っている都道府県警察の本部長には指定権限がない

情報をもていない者、別組織の者が決めるという歪み

⇒ 都道府県警察の警察官が集めてきた情報について、具体的な内容を見ないまま、警察庁長官は秘密指定をする

★ 厳格な解釈運用が行なわれるか大いに疑問

### だれも予想しなかった私戦予備・陰謀罪の適用

【刑法第93条】外国に対して私的に戦闘行為をする目的で、その予備又は陰謀をした者は、3月以上5年以下の禁錮に処する。ただし、自首した者は、その刑を免除する。

明治時代につくられた法律だが、この罰則規定は1度も適用されたことがなかった  
まさか使われる場面がいまどきあるとは、だれも考えなかった  
それを警視庁公安部は平然と実行した

⇒ 社会的非難の集中砲火を浴びることはない！という自信  
現に・・・

### 裁判官

裁判官も、捜索差押許可状、準抗告に対する棄却決定という形でこれを許容した  
裁判官が私戦予備・陰謀罪の捜査を承認したこと自体が愕きだ

警視庁は東京地検に送検するだろう・・・か？

- ※ しかし、捜査記録すべてを検察に送ることはしない  
公安警察のために集めた資料を検察と共有するはずがない

### 検察庁

東京地検は、公安警察に配慮して、「起訴猶予」で終わりにするだろう  
検察も公安警察の暴走の歯止めにはならない

### マスコミの反応

集中砲火的非難報道はない！

批判的な報道は朝日新聞がわずかにやっているだけで、ほとんどが沈黙  
毎日新聞（10月30日）、読売新聞（11月23日）は公安警察に迎合

- ・記事の基本（5W1H）がなっていない
- ・裏づけ取材がないか、言葉尻
- ・公安部にもらったネタをそのまま記事にしている
- ・デスクがチェックしていない

これがマスコミ報道の現実

### 特定秘密保護法の別表3号、4号でも

公安警察は、特定秘密保護法の解釈運用でも、私戦予備・陰謀罪事件捜査と同じように自由  
に振る舞うだろう

裁判官、裁判所、検察庁、マスコミも同じようにこれに追随するだろう

⇒ 言論の自由に対する抑圧はない

あるのは権力への迎合

各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表(平成26年末現在)

別表	事項の細目	内閣官房	国家安全保障会議	警察庁	総務省	法務省	公安調査庁	外務省	経済産業省	海上保安庁	防衛省	
第1号	イ	a	(a)								1	
			(b)								7	
			(c)								25	
	ロ	b										22
												17
												11
	ハ	a										1
												5
												3
	ニ	b										10
												2
	ホ										1	
	ヘ											
	ト										85	
チ	a										54	
											3	
リ	a											
ヌ												
第2号	イ	a	(a)	1				4				
			(b)					4				
			(c)					1				
			(d)									
	ロ	b		1		2	1	4		2		
	ハ	a	(a)									
			(b)									
			(c)									
			(d)									
(e)												
(f)							1					
ハ	b		2					1				
ニ	b		1					6		2		
三		21				5	11	4	11			
ホ		23					4					
第3号	イ	a	(a)									
			(b)									
			(c)									
			(d)									
	ロ	b			1			1				
					1			1				
ハ			12			1						
ニ			1									
第4号	イ	a	(a)		1							
			(b)									
			(c)									
	ロ	b			2							
								1				
ハ												
三												
計		49	1	18	2	1	10	35	4	15	247	
総計		382										

※件数は、主として該当する事項別に計上したものの。



# 岐阜県警が個人情報漏洩

## 風力発電 反対派らの学歴・病歴

岐阜県大垣市での風力発電施設建設をめぐる、同県警大垣署が事業者の中部電力子会社「シーテック」(名古屋)に、反対住民の過去の活動や関係のない市民運動家、法律事務所の名前を挙げ、連携を警戒するよう助言したうえ、学歴または病歴、年齢など計6人の個人情報を書き漏らしていた。朝日新聞が入手した同社の内部文書でわかった。地方公務員法(守秘義務)違反にあたる可能性もある。▼33面 警察に憤り

## 大垣署、中電子会社へ

シーテックは大垣市志保町と同県関ヶ原町に16基、最大出力4万8千キロワットの風力発電施設の建設を計画。環境影響評価の手続き中だ。上り尾町の上郷治屋地区(46戸)は2月、建設に伴う土砂崩れや低周波による健康被害などを懸念し、測量に伴う同社の立ち入り反対を決議した。朝日新聞が入手した対応グループが大垣署警備隊長らとの協議内容をまとめた議事録で、2013年8月7日、14年2月4日、5月26日、6月30日の4回分。

大垣署とシーテックの主なやりとり ※シーテック作成の議事録から「署」が大垣署、「C」がシーテック

- 13年8月7日 (7月末に岐阜県大垣市内で風力発電について学ぶ勉強会があったことをお互いに確認)
  - 署 勉強会の主催者である三輪唯夫氏や松島勢至氏が風力発電に関わらず、自然に手を入れる行為自体に反対する人物であることをご存じか。
  - C 何でも反対すると聞いている。
  - 署 松島、三輪両氏は活発に自然破壊反対や希少動物保護の運動にも参加し、法律事務所の「ぎふコラボ」ともつながりを持っている。また、自然破壊につながることに敏感に反対する近藤ゆり子氏という人物が市内に居るが、ご存じか。60歳を過ぎてはいるが、東京大学で中退しており、頭もいいし、しゃべりも上手であるから、このような人物とつながるとやっかいになると思われる。大々的な市民運動へと展開すると、御社の事業も進まないことになりかねない。今後、情報をやりとりすることで、平穏は大垣市を維持したいので協力を願います。
- 14年2月4日
  - 署 松島氏がぎふコラボの後援会役員になった。風力発電事業に関して相談を行った気配がある。
- 5月26日
  - 署 三輪氏は、ぎふコラボの事務局長と強くつながっており、そこから全国へ活動(運動)が広がっていくことを懸念している。現在、事務局長は病気のため入院中であるので、すぐに次の行動に移りにくいと考えられる。
- 6月30日
  - 署 近藤氏が、風力発電事業の反対活動に本腰を入れようとしている。反対派、自然破壊禁止のメンバーを全国から呼び寄せることを懸念している。
  - C 新しい情報が入り次第、連絡する。

## 守秘義務違反の可能性高い

安富潔・京都産業大学大学院法務研究科客員教授の「地方公務員法の守秘義務違反にあたる可能性が高い。そもそも、警察は入手した情報を漏らしてはいけない。今回は、一企業の活動に利する目的で警察が情報を漏洩しており問題だ。一方、企業側は、普通は入手できない情報を手に入れた。警察と企業間に何かしら疑わしい関係があるか疑われても仕方がない。」

「測量に伴う同社の立ち入り反対を決議した。朝日新聞が入手した対応グループが大垣署警備隊長らとの協議内容をまとめた議事録で、2013年8月7日、14年2月4日、5月26日、6月30日の4回分。」

「大々的な市民運動へ展開すると事業も進まない」「平穏は大垣市を維持したい」として、今後の情報交換を依頼。その際、近藤さんについて「60歳過ぎ」「東大中退」などと伝えた。その後も、警備隊長は「ぎふコラボ」事務局長の名前を教え、「病気で、次の行動が取りにくい」「5月26日付、「反対」住民の一人(編集委員伊藤智雄、洪井孝心)

「大々的な市民運動へ展開すると事業も進まない」「平穏は大垣市を維持したい」として、今後の情報交換を依頼。その際、近藤さんについて「60歳過ぎ」「東大中退」などと伝えた。その後も、警備隊長は「ぎふコラボ」事務局長の名前を教え、「病気で、次の行動が取りにくい」「5月26日付、「反対」住民の一人(編集委員伊藤智雄、洪井孝心)

「大々的な市民運動へ展開すると事業も進まない」「平穏は大垣市を維持したい」として、今後の情報交換を依頼。その際、近藤さんについて「60歳過ぎ」「東大中退」などと伝えた。その後も、警備隊長は「ぎふコラボ」事務局長の名前を教え、「病気で、次の行動が取りにくい」「5月26日付、「反対」住民の一人(編集委員伊藤智雄、洪井孝心)

「大々的な市民運動へ展開すると事業も進まない」「平穏は大垣市を維持したい」として、今後の情報交換を依頼。その際、近藤さんについて「60歳過ぎ」「東大中退」などと伝えた。その後も、警備隊長は「ぎふコラボ」事務局長の名前を教え、「病気で、次の行動が取りにくい」「5月26日付、「反対」住民の一人(編集委員伊藤智雄、洪井孝心)

「大々的な市民運動へ展開すると事業も進まない」「平穏は大垣市を維持したい」として、今後の情報交換を依頼。その際、近藤さんについて「60歳過ぎ」「東大中退」などと伝えた。その後も、警備隊長は「ぎふコラボ」事務局長の名前を教え、「病気で、次の行動が取りにくい」「5月26日付、「反対」住民の一人(編集委員伊藤智雄、洪井孝心)

[Faint, illegible text, possibly bleed-through from the reverse side of the page]



1. The first part of the document discusses the importance of maintaining accurate records of all transactions and activities. It emphasizes that this is crucial for ensuring transparency and accountability in the organization's operations.

2. The second part of the document outlines the various methods and tools used to collect and analyze data. It highlights the need for consistent data collection practices and the use of advanced analytical techniques to derive meaningful insights from the data.

3. The third part of the document focuses on the implementation of data-driven decision-making processes. It provides a detailed overview of the steps involved in identifying key performance indicators (KPIs) and using data to inform strategic decisions.

4. The fourth part of the document discusses the challenges and risks associated with data management and analysis. It offers practical advice on how to mitigate these risks and ensure the security and integrity of the data.

5. The fifth part of the document concludes by summarizing the key findings and recommendations. It stresses the importance of ongoing monitoring and evaluation to ensure that the data-driven approach remains effective and relevant over time.



監第 284 号

平成 26 年 11 月 19 日

山 田 秀 樹 様

岐阜県警察本部長



「抗議・要求書」に対する回答

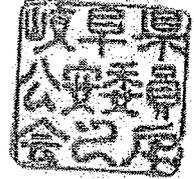
平成26年7月31日付けで受理した「抗議・要求書」と題された文書に関し、ご提示の点も踏まえ、岐阜県警察として、本件に係る事実関係を慎重に確認したところ、大垣警察署員の行為は、公共の安全と秩序の維持に当たるという責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

以上をもって回答いたします。

岐公委第 155 号  
平成 26 年 12 月 5 日

弁護士法人 ぎふコラボ  
代表者代表社員 笹田 参三 様

岐阜県公安委員会



苦情申出に対する回答

平成 26 年 11 月 14 日付けで受理しました苦情申出について、岐阜県警察本部長に対し、本事案に係る事実関係等の調査を指示しました。

岐阜県警察本部長の調査結果に基づき岐阜県公安委員会で検討した結果、大垣警察署員が(株)シーテック担当者と会っていたことは確認されましたが、これは、公共の安全と秩序の維持という責務を果たす上で、通常行っている警察業務の一環であると判断いたしました。

なお、報道において名前を挙げられたとされる方々から岐阜県警察本部長宛に提出された文書に対しても、既に、同様の趣旨の回答がなされているものと承知しております。

当公安委員会といたしましては、今後とも県警察に対する適正な管理に努めてまいりますので、警察活動に対するご理解とご協力をお願いいたします。

以上回答します。



岐公委(備一)第6号  
平成26年12月12日

岐阜県個人情報保護審査会長 様

岐阜県公安委員会



非開示決定理由説明書

平成26年11月12日付け個情審第12号で依頼のあった標記の件について、下記のとおり説明する。

記

1 本件事案の表示

平成26年8月21日付け備一第692号による個人情報非開示決定（以下、「本件処分」という。）に対する審査請求

2 審査請求の趣旨

本件処分を取消し、開示を求めるものである。

3 諮問庁が貴会に対して求める答申の内容

本件審査請求を容認しない旨の答申を求める。

4 本件処分に至るまでの経緯

(1) 本件情報の開示請求

平成26年8月7日付けで、審査請求人から岐阜県個人情報保護条例（平成10年岐阜県条例第21号。以下「条例」という。）第13条第1項の規定に基づき、警察本部長（担当課：警備第一課。以下「処分庁」という。）に対して、以下の個人情報の開示請求（以下、「本件開示請求」という。）が行われた。

- 2014年7月24日の朝日新聞で報道された岐阜県内警察署と(株)シーテックとの「意見交換」に係る情報

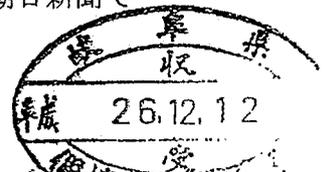
(2) 処分庁の決定

処分庁は、本件開示請求の対象となる保有個人情報（以下、「本件対象個人情報」という。）は、存在するとしても条例第14条第5号に該当し、かつ、その存否を答えるだけで非開示情報を開示することとなるため、条例第15条の2に該当することを理由に本件処分を行い、その旨を審査請求人に通知した。

5 理由説明

(1) 本件対象個人情報の性質

4の(1)の保有個人情報に係る保有個人情報は、「2014年7月24日の朝日新聞で



報道された岐阜県内警察署と(株)シーテックとの「意見交換」に係る情報」とされている。

審査請求人が引用する「2014.7.24付 朝日新聞」の報道内容を確認したところ、風力発電施設建設をめぐり、警察が特定の個人に関する情報を特定の企業に漏洩したとされる記事が掲載されていたことから、本件開示請求は、特定の企業に漏洩したとされる審査請求人の情報について求めたものであると判断できる。

したがって、仮に当該請求に係る保有個人情報が存在するとすれば、当該請求に係る保有個人情報は、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る情報ということができ、このような保有個人情報には、当然のこととして、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かに関する情報が含まれるほか、警察の情報収集活動の着眼点や手法等に関する情報が記載されていることとなる。

#### (2) 条例第14条第5号該当性について

条例第14条第5号は、「開示することにより、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報」を非開示情報として規定している。

犯罪の予防、捜査等に関する情報については、その性質上、開示されれば公共安全や秩序の維持に取り返しのつかない重大な支障を及ぼすおそれがあるため、最悪の事態を想定した慎重な取り扱いが求められることや、開示・非開示の判断に犯罪等に関する将来予測としての高度な専門的・技術的判断を要することなどの特殊性が認められるべきである。

特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かは、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等に関する情報であり、これが明らかになることによって、犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報と認められることから、条例第14条第5号に該当すると判断したものである。

#### (3) 条例第15条の2該当性について

条例第15条の2は、「開示請求に対し、当該開示請求に係る個人情報が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該個人情報の存在を明らかにしないで、当該開示請求を拒むことができる。」と規定している。

本件各開示請求のように、特定の個人に対する警察の情報収集活動に係る保有個人情報について開示請求が行われた場合は、当該保有個人情報の存否を答えるだけで、特定の個人が警察の情報収集活動の対象とされているか否かという事実が判明し、警察の情報収集活動の対象（又は方針、関心事項）等が明らかとなるため、条例第14条第5号に規定する犯罪の予防、鎮圧又は捜査等公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報を開示することとなる。

したがって、本件開示請求に対しては、条例第15条の2を適用し、非開示決定（存否応答拒否）を行ったものである。

## 6 審査請求人の主張について

### (1) 「審査請求の理由①及び②」の主張について

審査請求人は、本件対象個人情報が入本件処分の理由に該当しない旨主張している。

しかしながら、前記5「理由説明」のとおり、本件開示請求に対しては、条例第14条第5号及び同第15条の2の適用が妥当であり、審査請求人の主張は理由がない。

### (2) その他の主張について

いずれの主張も本件処分の判断を左右するものとは認められない。

## 7 結論

以上のことから、条例第15条の2の規定に基づいて行った本件処分は妥当なものであると認められることから、諮問庁としては、本件開示請求について原処分維持が妥当と考える。



# 防犯映像 瞬時に通報

## 警視庁・地下鉄「非常時に」

来年度目標

重大事件・事故や大地震などの災害が起きた際、防犯カメラが映すリアルタイム映像の配信を受ける「非常時映像伝送システム」の来年度からの本格運用を目指す。警視庁が東京メトロと協議を始める。2020

年東京五輪までに、五輪会場や選手村、他の鉄道事業者への導入も検討する。25日、警視庁への取材でわかった。東京都が五輪開催を踏まえて、同日発表した「長期ビジョン」にもテロ対策の一つとして明記された。

警視庁の説明では、このシステムは東京メトロの駅

にあるすべての防犯カメラの映像を専用回線で警視庁本庁にある通信指令本部と総合指揮所に同時に送る仕組み。警視庁は現場の状況を確認して、機動隊員らの出動態勢を判断する材料にする。

映像は、メトロ側が非常時で警察への送信が必要と判断し、責任者がボタンを押すと送られる。110番通報などで警視庁が事態を先に把握すれば、メトロ側に配信を依頼することもあり得る。警視庁は受信した映像は録画せず、捜査にも使わないとしている。両者は東日本大震災直後

の11年4月にシステムの試験運用を始めたが、これまでにシステムを使った例はないという。試験運用中のシステムにかかる費用について、同庁は「セキュリティ上、お答えできない」としている。

### 運用範囲拡大 歯止めが必要

《解説》警視庁がシステム導入の検討を本格化させたのは、1995年の地下鉄サリン事件がきっかけだ。現場に救助に向かった駅員や消防隊員、警察官が状況を把握できないまま、

サリンガスを吸って次々に倒れた。

現場を映像で把握できていれば、こうした事態は防げた可能性が高い。地下鉄での大規模火災など、非常時にいち早く現場の状況を知り、救命につなげるのにシステムは頼りになるだろう。五輪に向けたテロ対策が急務なのももちろんだ。

だが、通行人の姿をくまなくとらえる映像の利用には、プライバシーの観点から細心の注意が必要だ。警視庁は運用を重大事件・事故と災害時に限り、録画もしないと説明するが、事業者は警察に協力を求められれば断るのは難しい。

運用の範囲が不当に拡大されないか。自ら課した「歯止め」を有効に機能させるためにも、警視庁は適切な情報開示と説明が求められる。 (成沢解語)



10東京

東京

(第3種郵便物認可)

特定秘密に382事項

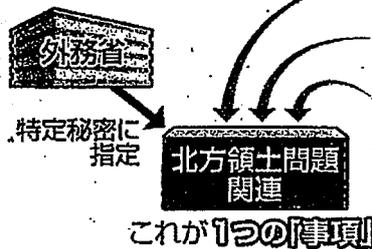
政府は9日、特定秘密保護法に基づき昨年末時点で、10の行政機関が382事項を特定秘密に指定したと公表した。多い場合は数百件の文書や画像などをまとめて一つの事項として指定し、その中身となる文書などの件数は明らかにしていない。事項の分け方も行政機関の判断に委ねられており、特定秘密がどの程度の規模、種類で指定されているのか、国民からは分かりにくくなっている。(金杉貴雄)

特定秘密保護法では、各行政機関は、外に漏らされないよう秘密にする「情報」を特定秘密に指定する。この情報は、文書や画像など一案件ずつではなく、事項ごとにまとめて指定する。政府関係者は「カテゴリー(分類)ごとに指定することになっている。たかさんの文書が入っている箱とかフォルダーのイメージ」と表現している。例えば、外務省が今回指定した三十五事項の一つ「北方領土に関する情報」。正式な事項名は「日口平和条約交渉に関する情報」のうち、北方領土問題に関する外国政府との交渉もしくはは

指定範囲 見えにくく

別々の内容を記したA B C : など

特定秘密の「事項」と「文書」のイメージ



協力の方針もしくは内容または収集した情報、その収集整理もしくは能力」。この中に、長期

ている文書や画像などの件数は不明だ。

防衛省分の文書件数は、法施行前の「防衛秘密」として公表された約四万五千件と同程度とみられるが、ほかの行政機関は「集計作業中」として件数を公表していない。指定が進めば、文書件数の総数は数十万件に上る可能性がある。

それぞれの事項は各行政機関の判断で分割したり、まとめたることができるため、指定した事項の数だけでは、どの程度の分量の秘密が指定されているのか分からない。

1事項＝文書数百件も

分割・まとめ 機関次第

間にわたる外交交渉の多くの件数の特定秘密がひとくくりにされている。

国家安全保障会議(NSC)

については、二〇二二、一四年に二十八回開催された四大臣会合の「議論の結論」を、まとめて二つの事項として指定した。

三百八十二事項のうち、防衛省は最多の二百四十七事項を指定。内閣官房四十九、外務省三十五、警察庁十八などが続く。いずれも、各事項の中に含まれる。

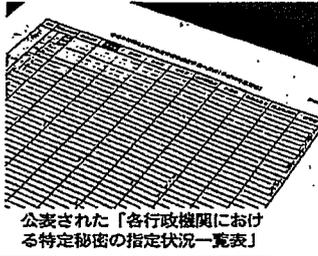
特定秘密保護法は昨年十二月十日に施行。「防衛」「外交」

「スパイ活動などの防止」「テロの防止」の四分野で、漏えいすると国の安全保障に著しい支障を与えることされる情報を特定秘密に指定する。この情報を指定する場合は、各行政機関の長の判断。漏えいした側は最高懲役十年、漏えいを教唆(そそのかし)、扇動(あおり立て)、共謀した側も最高懲役五年に問われる。

# 秘密382件公表紙1枚

## 政府、初の発表

政府は9日、特定秘密保護法に基づいて指定した特定秘密が、昨年末現在で計382件(項目)だったと発表した。政府全体の指定件数を公表したのは今回が初めてだ。秘密指定をする行政機関は19あるが、今回指定したのは10機関で、最も多いのは防衛省の247件。秘密指定の適正な運用を国民がどう検証するかは、今後の課題は多い。



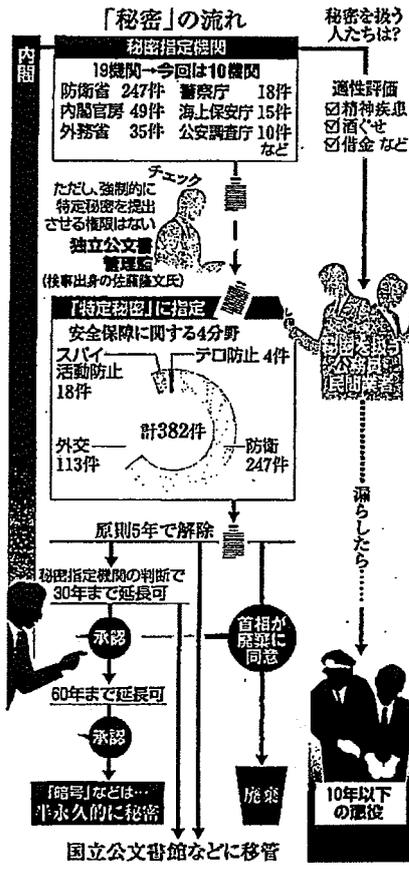
公表された「各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表」

## 時時刻刻

運用基準を限りし合わない限り、例えば「第1号イ(a)(a)」が「自衛隊の訓練または演習」に該当するとは分らない。

## 資料記号と数字羅列

「各行政機関における特定秘密の指定状況一覧表」D Eファイルだった。横の列には、秘密指定を「平成26年末現在」政府が9日、内閣官房のホームページで公表した一紙の列には、特定秘密に該当する情報として運用基準が定める50項目が「第1号イ(a)(a)」などという記号で並び、項目ごとの件数が記載されている。具体的な内容を知ら



## 国会の監視態勢整わず

秘密の指定が妥協かどうかは、チェック機能の監視が欠かれないが、その態勢はまだ十分とは言えない。国会の監視機能、情報監視審査会は与野党の対立でメンバーが決まっておらず、始動するのは今月下旬の通常国会以降。昨年12月10日の秘密法施行から件数の公表まで、国会のチェック機能は整わなかった。

## 指定だけが先行大問題 考論 国民議論のきっかけに

右橋正博・独協大法科大学院教授(憲法等)の話。安倍首相が約束した乱用を防ぐ仕組みが未整備のうちには指定だけが先行するのは大問題だ。内閣府には独立公文書管理監督官が置かれたが、支える事務局はまだまだ不十分。国会に設けられるはずの情報監視審査会は衆参ともに委員すら決まっていない。厳罰を伴う法律なのに、施行の体制が不十分だ。

いまの見切り発車を許した政治の罪は重い。項目数だけ発表されたが、指定が適正になされたのか国民はチェックできず、法の問題点が改めて示された形だ。国会は早急に審査会の人選を決め、今回の指定について報告を求めよ。その上で、第三者のチェックも利かない法の欠陥を直すべきだ。

特定秘密保護法の運用基準を議論した「情報保全諮問会議」のメンバー、清水勉弁護士の話。特定秘密の件数が4分野50項目ごとに示されたことは意義がある。各行政が秘密性の高い情報をもとの程度保持しており、それがどのような種類のものなのか明らかにされたいのは極めて、国民が秘密保護のあり方について議論するきっかけになる。

ただ、「1件」に含まれる資料や画像の数はバラバラで、件数は実態を反映しただけでは、情報量を示すのも、もう少し公開度を高めないと、第三者機関も国民も監視はできない。公表方法は今後議論すべきだ。また、国会や内閣府の準備が整わないままの指定はやはり問題だ。法施行は延期すべきだ。(岡幸・石川智也)

とではない。総件数は382件。防衛省のほかは、内閣官房49件、外務省35件、警察庁18件、海上保安庁15件、公安調査庁10件、経済産業省4件、総務省2件、国土交通省1件、法務省1件、文部科学省1件、環境省1件、農林省1件、国土・建設省1件、消費者庁、公安調査委員会、財務省、厚生労働省、資源エネルギー庁、原子力規制委員会の9機関は、指定がなかった。朝日新聞が各行政機関に、指定した項目の内容を取材したところ、その対応には違いがあった。

防衛省は「暗号85件など。内閣官房のホームページの一覧表にある通り」と回答した。内閣官房は、40件のうち46件が内閣情報調査室、2件が内閣府副長官室(事案対処・危機管理)で、1件が国家安全保障局長の情報がという内訳は明らかにしたが、説明した項目の内容はほぼ、一覧表と運用基準を照合すれば分かる範囲にとどまった。

一方、外務省は指定した35件について、インテリジェンス(情報収集・分析活動)20件、外交の暗号4件、朝鮮半島4件、東シナ海2件、日米安保・防衛協力2件、北方領土1件などとして、運用基準の項目とは異なる分類でも回答した。特定秘密は「項目」を1件として指定する仕組みで、実際は数十万点にのぼる文書や写真が各項目にぶら下がっている。

内閣官房は今後、年に1回はホームページで数字を更新する。特定秘密の実数についても取りまとめ、公表を検討しているが、時期は未定だ。

「20件」は、職員は全員官房で、「身内のチェック」ができて徹底されるかは未知数だ。さらに、特定秘密を多く抱える官房には、今回の382件は「入り口」にすぎないという見方がある。防衛省関係者は「今後、指定が減るとはならない。何事も肥大していくのが行政組織の常だ」。警察庁幹部は「項目の種類が大きく増えることにはないだろうが、各項目に入る個別の文書などは増えていくはずだ」と語った。秘密指定は原則5年で解除されるが、大臣の判断で30年まで延長できる。さらに内閣が承認すれば60年まで延長でき、暗号などは例外として半永久的に指定を続けられる。実態が見えにくく、特定秘密が積み上がり、歴史の検証が十分になる恐れは否めない。(久本良太)

# 特定秘密、指定絞り込む

特定秘密保護法が昨年12月に施行されてから10月で1カ月となり、各府庁とも秘密指定作業をほぼ終えた。政府が昨年12月末時点で指定した特定秘密は外務省など10機関382件にとどまり、財務省や厚生労働省など9機関は指定を見送った。これまでの機密情報を見直し、各府庁とも特定秘密としての指定は絞り込む必要があると判断した。

### 12月末382件、9機関ゼロ

## 暗号・衛星情報に集中

特定秘密に指定された情報  
(2014年12月末時点。カッコ内は項目の数)

合計(382)	主な内容
内閣官房(49)	衛星画像、暗号、外国提供の情報
国家安全保障会議(1)	国民保護に関する外国との交渉や協力
警察庁(18)	スパイ活動防止の収集情報、衛星画像
総務省(2)	相手国が特定秘密と指定する情報
法務省(1)	領域保全に関する情報
公安調査庁(10)	スパイ活動・テロ防止情報
外務省(35)	暗号、外国政府からの情報
経済産業省(4)	安全保障に関する重要情報
海上保安庁(15)	外交関係の情報収集能力
防衛省(247)	暗号、潜水艦や航空機の装備や性能、電波情報

政府は特定秘密に関する質問主意書が野党側から出されていたことを踏まえ、回答期限に合わせて全府庁の指定状況を9日に発表した。

特定秘密には外務省、防衛省、国家安全保障会議など19の行政機関が①防衛の外交②スパイ活動防止③テロ防止の4分野の項目のうち、公表すれば安全保障に著しい支障を与える恐れがあると判断した情報を指定する。

秘密保護法は特定秘密に該当する事項単位で指定することと規定しているため、実際の文書数は大きく膨らむ見通しだ。省庁別では最も数が多いのは防衛省の247件で、これまでに「防衛秘密」の大半が指定されたとみられる。暗号、潜水艦や航空機の仕様などが多くを占める。

次いで多いのが情報収集衛星を運用している内閣官房で49件。秘密指定されたのはほとんどが衛星画像の情報だ。外務省は35件で、過去の外交交渉に関わる文書などが中心とみられる。

一方、19機関のうち9機関は秘密指定をしない。特別管理秘密として独自の機密文書を指定していたが、「特定秘密保護法が定めている特定秘密の要件に該当しなかった」と(原子力規制委員会)などの理由から指定を見送った。ある省庁の担当者は「特別管理秘密を自動的に移行するわけではない」と説明。同法が秘密指定の基準を定めたことから、指定が絞り込まれたとの認識を示した。

各府庁ともゼロベースで秘密指定を精査した結果、法施行後の事務作業は複雑になった。特に、秘密指定の作業は先の衆院選や予算編成の作業と並行となったため、指定件数が少ない省庁でも指定は昨年末の12月28日にすべった。「項目ごとに指定しただけで、個別の文書の精査はこれから」(政府関係者)という。省庁がほとんどゼロから始める。

内閣官房は今後、特定秘密の文書そのものの数を集計し、定期的に公表する考えだ。特別管理秘密は13年末時点で47万1856件。このうち国土交通省、文部科学省などは特定秘密を指定する19機関から除外されたが、特定秘密の文書の数は40

万件を超えるとの見方が多い。特定秘密の件数の最も多い防衛省は本省だけでなく陸海空の各自衛隊も特定秘密を記載した文書を所有する。全国各地の駐屯地や基地に文書を洗い出すよう指示しているが、集計が終わるまでに数カ月かかる見通しだという。

秘密保護法は特定秘密に該当する事項単位で指定することと規定しているため、実際の文書数は大きく膨らむ見通しだ。省庁別では最も数が多いのは防衛省の247件で、これまでに「防衛秘密」の大半が指定されたとみられる。暗号、潜水艦や航空機の仕様などが多くを占める。

次いで多いのが情報収集衛星を運用している内閣官房で49件。秘密指定されたのはほとんどが衛星画像の情報だ。外務省は35件で、過去の外交交渉に関わる文書などが中心とみられる。

一方、19機関のうち9機関は秘密指定をしない。特別管理秘密として独自の機密文書を指定していたが、「特定秘密保護法が定めている特定秘密の要件に該当しなかった」と(原子力規制委員会)などの理由から指定を見送った。ある省庁の担当者は「特別管理秘密を自動的に移行するわけではない」と説明。同法が秘密指定の基準を定めたことから、指定が絞り込まれたとの認識を示した。

# 「人質事件」の情報 特定秘密の可能性

## 首相「内容公表せず」

と電話で会談し、協力を要請した。

首相は「外国における邦人に対するテロ事件であることから（特定秘密に）該当する情報が含まれ得る」と指摘。公表しない理由を「ISIL（イスラム国）のようなテロ組織の情報を取るのは難易度が高く、（相手国の担当者は）命を懸けている。情報提供したかどうかの有無についても、一切言わない」という条件で情報提供を受けている」と説明した。

安倍晋三首相は四日の衆院予算委員会で、過激派組織「イスラム国」とみられるグループによる日本人質事件をめぐる、関係各国から提供された情報が特定秘密に指定される可能性を認めた。具体的な内容を公表しない考えも示した。

日本人二人の拘束が発覚した二月二十日以降、首相や岸田文雄外相はヨルダンをはじめ関係各国の首脳ら

四日行われた衆院予算委員会の論戦の要旨は次の通り。

### 衆院予算委論戦のポイント

【日本人人質事件】  
細野豪志氏（民主）テロに屈しないことと邦人の命を考へることは、どちらも重要だ。

安倍晋三首相 このような結果になったのは大変残念だ。（責任は）すべからず最高責任者の私にある。  
細野氏 エジプトで中東支援を表明した演説は言葉を選ばなければならぬ。

首相 選んだ言葉が不適切であったとは考えていない。人道支援をするとのメッセージを発するのは日本の役割と考へた。

井出庸生氏（維新）事件に関して特定秘密保護法の対象となる情報はあったか。

首相 外国での邦人に対するテロ事件であり、該当し得る情報が含まれ得るが、含むかどうかは答弁を控える。ISIL（アジシ

### テロ対策

井出氏 米国で開かれるテロ対策の国際会議に参加するか。

首相 日本は参加する予定だ。外相級、閣僚級、事務次官級というところも含めて米側と調整している。

平沢氏 対外情報機関を創設すべきだ。

首相 関係する国や組織の情報収集することが死活的に重要だ。より正確で機微な情報を収集し、戦略的な意思決定に反映すること

### テロ国際会議 外相参加も

首相 ヨルダン政府、国民に心からの連帯の意を表したい。日本も決してテロに屈することはない。国際社会と連携し、人道支援をさらに拡充する。

平沢氏 後藤健二さんに注意喚起はしたか。

岸田文雄外相 昨年九月下旬と十月上旬に電話で、十月中旬に面会での計三回、危険な地域に渡航しないよう外務省から注意喚起した。

首相 戦後五十年の村山富市首相談話を含め、歴代内閣の立場を全体として引き継いでいる。それを前提として作成する。

細野氏 先の戦争で日本は国策を誤ったか。

首相 敗戦を生み出した政治指導者に責任があるのは当然だが、歴史をどう見るかは歴史家に任せたい。

【金融・経済政策】  
山本幸三氏（自民）日銀法を改正し、独立性を明確にすべきだ。

首相 日銀が大胆な金融緩和を

着実に推進することを期待している。黒田東彦総裁を信頼している。改正は将来の選択肢として視野に入りたい。

前原誠司氏（民主）日銀が金融緩和で国債を買い続ければ、金利暴騰のリスクが高まる。

首相 テフレ脱却や雇用状況改善の目的へ着実に進んでいる。立ち止まって何もしないリスクの方が大きい。二〇一五年度予算案で認識を継承するか。